

南山大学受託研究規程

(趣 旨)

第1条 本学における学外からの委託を受けて行う研究、調査、試験で、これに要する経費を委託者で負担するもの（以下「受託研究」という。）については、この規程に定めるところによる。

(申 請)

第2条 本学に研究を委託しようとする者（以下「委託者」という。）ならびに本学における研究担当者（以下「研究担当者」という。）は、所定の様式による申請書を当該学部長または研究所長を経て、学長に提出しなければならない。

(受入れ基準および決定)

第3条 受託研究は、本学の建学の理念等との整合性をもち、教育研究上有意義であり、かつ教育研究に支障を生じるおそれのない場合に限り、南山大学研究審査委員会（以下「研究審査委員会」という。）の承認を受け、当該教授会または研究所総合委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

② 研究審査委員会に関する事項は、「南山大学研究審査規程」の定めるところによる。

(契約の締結)

第4条 学長は、受託研究の受入れを認めたとき、委託者との間に受託研究契約を締結しなければならない。

(研究費の取扱い)

第5条 受託研究契約が締結されたとき、委託者は所要の研究費を契約書に定める期間内に納付しなければならない。

② 指定の期間内に研究費の納付がないときは、学長は受託研究の決定を取り消すことができる。

③ 一旦納入した研究費は、原則としてこれを返還しない。ただし、天災、その他やむを得ない事由により研究を継続できないときは、その全部または一部を委託者に返還することができる。

④ 納付された研究費については、南山学園経理規程に準拠して執行する。

⑤ 研究費は、当該受託研究遂行のために必要な直接経費（謝金、旅費、消耗品費、技術指導料、研究支援者等の人件費、設備費等）と南山大学において当該受託研究遂行に関連して間接的に必要となる管理的経費等（以下「間接経費」という。）に分類する。

⑥ 間接経費について必要な事項は、別に定める。

(研究の完了または中止)

第6条 研究担当者は、受託研究を完了または中止したときは、当該学部長または研究所長を経て学長に報告するとともに、研究結果を委託者に報告する。

(研究成果の取扱い)

第7条 研究担当者は、受託研究の成果について公表する必要があるときは、委託者の承認を受けて、研究担当者の名において公表することができる。

② 受託研究の成果に関わる知的所有権の取扱いについては、本学と委託者が協議して定める。

(補 則)

第8条 その他の事項については、委託者と本学が協議のうえ定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、研究審査委員会および大学評議会の議を経て、学長および理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2005年8月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2005年10月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2006年7月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。